

改正後	現行（令和7年度）
<p>令和<u>8</u>年度茨城県<u>民間</u>フリースクール連携推進事業（授業料等補助）実施要領</p> <p>3 事業の実施方法 令和<u>8</u>年度茨城県<u>民間</u>フリースクール連携推進事業費（授業料等）補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。</p> <p>4 補助事業の内容 (2) 補助対象経費 フリースクールへの通所に係る授業料等（他の地方公共団体から同一の経費について補助金、助成金その他これらに類する給付を受ける場合は、当該申請額、交付決定額又は給付額を控除した額とする。） (4) 補助要件 ア 茨城県内に居住していること <u>イ 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校小学部若しくは中学部に在籍している不登校児童生徒であること</u> <u>ウ</u> 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること <u>エ</u> 申立書（様式3号）の2～6の要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること</p> <p>5 申請方法 (2) 提出期限 ア 第Ⅰ期（令和<u>8</u>年4月1日から7月31日までの実績） 令和<u>8</u>年8月31日必着 イ 第Ⅱ期（令和<u>8</u>年4月1日から11月30日までの実績）</p>	<p>令和<u>7</u>年度茨城県フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金要領</p> <p>3 事業の実施方法 令和<u>7</u>年度茨城県フリースクール連携推進事業費（授業料等）補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。</p> <p>4 補助事業の内容 (2) 補助対象経費 フリースクールへの通所に係る授業料等 他の地方公共団体へ民間フリースクールの通所に係る授業料等の補助金等を申請する場合には、その申請額を減額した額とする。 (4) 補助要件 ア 茨城県内に居住していること <u>イ 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること</u> <u>ウ</u> 申立書（様式3号）の2～6の要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること</p> <p>5 申請方法 (2) 提出期限 ア 第Ⅰ期（令和<u>7</u>年4月1日から7月31日までの実績） 令和<u>7</u>年8月31日必着 イ 第Ⅱ期（令和7年4月1日から11月30日までの実績）</p>

令和8年12月26日必着

ウ 第Ⅲ期（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの実績）

令和9年3月31日（水）必着

※ 第Ⅱ期及び第Ⅲ期に申請する場合は、既に交付決定を受けた月分を除く
ものとする。

令和7年12月26日必着

ウ 第Ⅲ期（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの実績）

令和8年3月31日（火）必着